

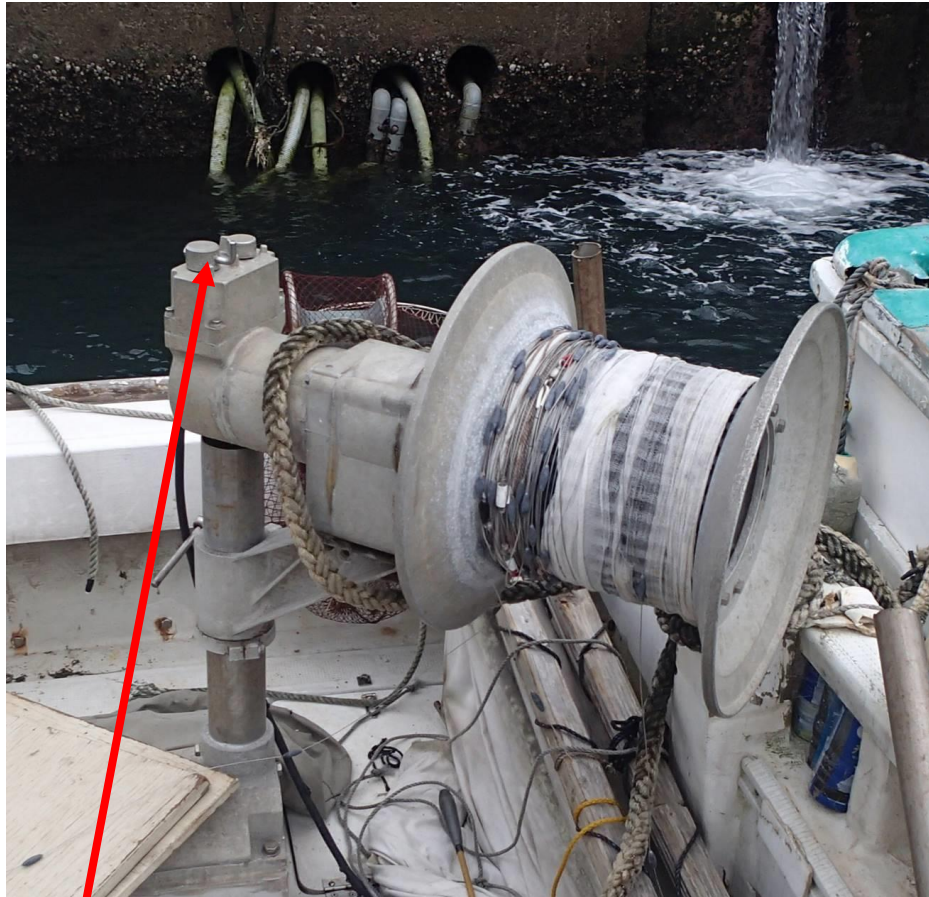
## 船舶事故調査報告書

平成29年3月9日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成28年10月16日 14時30分ごろ
発生場所	不明（佐賀県唐津市向島北西方沖～長崎県壱岐市壱岐島南岸付近）
事故の概要	漁船川健丸は、船長が電動ウインチのドラムに巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	平成28年10月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 川健丸、3.99トン SA3-22179（漁船登録番号）、個人所有 9.30m（Lr）×2.18m×0.82m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和52年7月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成15年9月29日 免許証交付日 平成24年10月22日 （平成30年9月30日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2 海象：海上 平穏、水温 約24℃
事故の経過	本船は、壱岐島南岸付近で漂流しているところを、平成28年10月16日23時50分ごろ付近にいた漁船に発見され、同漁船の僚船を通じて、海上保安庁に救助が要請された。 船長は、本船の操舵室左舷後方に設置された電動ウインチのドラムに上半身を巻き込まれ、心肺停止状態のところを来援した巡視艇により発見された。 船長は、壱岐市郷ノ浦港に運ばれ、病院に搬送されて解剖の結果、左側肋骨多発骨折及び左肺挫傷が認められ、死亡推定時刻は14時30分ごろ、死因は胸郭圧迫と検案された。
その他の事項	本船は、唐津市の晴気漁港を基地にして、船長が1人で乗り組み出

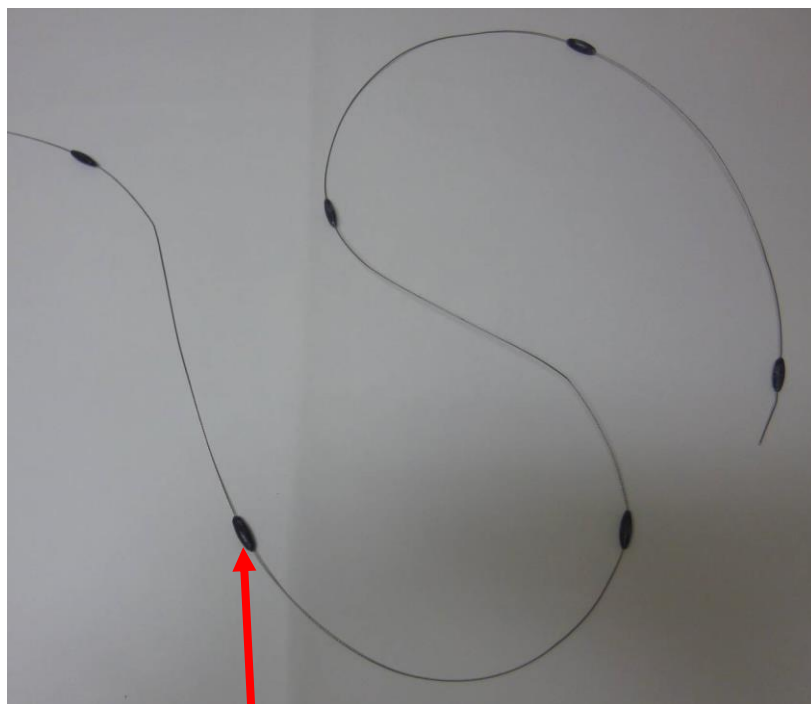
	<p>港していた。</p> <p>船長は、ふだん、主に向島の北西方沖を漁場としてさわらひき縄漁を行っており、発見時は、漁具のワイヤが左手の中指から小指にかけて3本の指に絡まり、上半身がドラムに巻き込まれた状態であった。</p> <p>船長は、長袖のシャツ及びジャージのズボンを着用し、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>海上保安庁の情報によれば、本船は、機関のクラッチが前進に入っていたものの停止した状態であり、電動ウインチのモータの配線が過負荷により焼き切れていた。また、船内に漁獲はなかった。</p> <p>漁具のワイヤは、直径約2mmのステンレス製で、約35cm間隔で鉛のビシ（おもり）が取り付けられていた。</p> <p>電動ウインチのドラムは、幅約40cm、直径約40cmで、ドラムの中央から左方（船尾方）に約50cm離れたスイッチにより、巻き込みを停止することが可能であった。</p> <p>船長は、漁業が専門ではなく、10月16日11時00分ごろ唐津市内の工場で働いているところを目撃されていたが、本事故発生時の目撃情報はなかった。</p> <p>船長は、持病等がなかったように見えた。 （写真1 電動ウインチ及びドラム、写真2 漁具のワイヤ 参照）</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、胸郭圧迫であった。</p> <p>本船は、晴気漁港を出港した後、船長が、漁具のワイヤを巻き取る電動ウインチのドラムに巻き込まれ、死亡したものと考えられるが、同ドラムに巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、漁具のワイヤが左手の中指から小指にかけて3本の指に絡まっていたことから、左方にあるスイッチを切って巻き込みを停止できなかった可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、晴気漁港を出港した後、船長が漁具のワイヤを巻き取る電動ウインチのドラムに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>

写真1 電動ウインチ及びドラム



スイッチ

写真2 漁具のワイヤ



鉛のビシ (おもり)